記者席配布資料
平成 22 年 3 月 5 日
総務部 税務課
内 線 5148

身体障がい者等に係る自動車取得税及び自動車税の課税免除について

岩手県では、身体障がい者等が取得し、又は所有する自動車で一定の要件に該当するものについては、申請により自動車取得税及び自動車税を課税免除しているところですが、今回、下表のとおり免除対象に「肝臓機能障害」を新たに追加し、平成２２年４月１日以後の申請分から適用することとしました。

＜課税免除対象一覧表＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">身体障害者等の区分
障害の区分</th><th colspan="2">1 身体障害者</th><th colspan="2">2 戦傷病者</th><th>3 精神障害者</th><th>4 知的障害者</th></tr>
<tr><th>(1) 本人が運転する場合</th><th>(2) 生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合</th><th>(1) 本人が運転する場合</th><th>(2) 生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合</th><th>本人が運転する場合又は生計を一にする者若しくは常時介護する者が運転する場</th><th>本人が運転する場合又は生計を一にする者若しくは常時介護する者が運転する場</th></tr>
<tr><td colspan="2">視覚障害</td><td>1級から4級までの各級</td><td>1級から4級までの各級</td><td>特別項症から第4項症までの各項症</td><td>特別項症から第4項症までの各項症</td><td rowspan="16">1級</td><td rowspan="16">A</td></tr>
<tr><td colspan="2">聴覚障害</td><td>2級及び3級</td><td>2級及び3級</td><td>特別項症から第4項症までの各項症</td><td>特別項症から第4項症までの各項症</td></tr>
<tr><td colspan="2">平衡機能障害</td><td>3級</td><td>3級</td><td>特別項症から第4項症までの各項症</td><td>特別項症から第4項症までの各項症</td></tr>
<tr><td colspan="2">音声機能障害</td><td>3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）</td><td></td><td>特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">上肢不自由</td><td>1級及び2級</td><td>1級及び2級</td><td>特別項症から第3項症までの各項症</td><td>特別項症から第3項症までの各項症</td></tr>
<tr><td colspan="2">下肢不自由</td><td>1級から6級までの各級</td><td>1級から3級までの各級</td><td>特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症</td><td>特別項症から第3項症までの各項症</td></tr>
<tr><td colspan="2">体幹不自由</td><td>1級から3級までの各級及び5級</td><td>1級から3級までの各級</td><td>特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症</td><td>特別項症から第4項症までの各項症</td></tr>
<tr><td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害</td><td>上肢機能</td><td>1級及び2級</td><td>1級及び2級</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>移動機能</td><td>1級から6級までの各級</td><td>1級から3級までの各級</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">心臓機能障害</td><td>1級、3級及び4級</td><td>1級、3級及び4級</td><td>特別項症から第3項症までの各項症</td><td>特別項症から第3項症までの各項症</td></tr>
<tr><td colspan="2">じん臓機能障害</td><td>1級、3級及び4級</td><td>1級、3級及び4級</td><td>特別項症から第3項症までの各項症</td><td>特別項症から第3項症までの各項症</td></tr>
<tr><td colspan="2">呼吸器機能障害</td><td>1級、3級及び4級</td><td>1級、3級及び4級</td><td>特別項症から第3項症までの各項症</td><td>特別項症から第3項症までの各項症</td></tr>
<tr><td colspan="2">ぼうこう又は直腸の機能障害</td><td>1級、3級及び4級</td><td>1級、3級及び4級</td><td>特別項症から第3項症までの各項症</td><td>特別項症から第3項症までの各項症</td></tr>
<tr><td colspan="2">小腸の機能障害</td><td>1級、3級及び4級</td><td>1級、3級及び4級</td><td>特別項症から第3項症までの各項症</td><td>特別項症から第3項症までの各項症</td></tr>
<tr><td colspan="2">ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td><td>1級から4級までの各級</td><td>1級から4級までの各級</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">追加 肝臓機能障害</td><td>1級から4級までの各級</td><td>1級から4級までの各級</td><td></td><td></td></tr>
</table>

※ 平成２２年度の課税免除申請の受付等について

申請受付日：平成２２年４月１日から

※ただし、４月１日現在すでに自動車を所有する方で、その自動車について平成２２年度の自動車税の課税免除を受けたい場合は、平成２２年３月３１日までに身体障害者手帳の交付申請を行っており、かつ課税免除の申請期限（平成２２年５月３１日）までに手帳の交付を受けている必要がありますのでご注意ください。

また申請に必用な書類等の詳細についてご不明な場合は、お近くの地方振興局税務部（室）までお問合せください。